

議案第37号

二宮町手数料条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年9月3日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号カードの発行手数料を地方公共団体情報システム機構が徴収できるとされ、本条例による規定が不要となったことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町手数料条例の一部を改正する条例

二宮町手数料条例（平成12年二宮町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）関係

（1）番号法第2条第7項に規定する個人番号カード再交付手数料	1件につき	800円	」
--------------------------------	-------	------	---

を「6 削除」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(議案第37号) 二宮町手数料条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>6 削除</u></p> <p>7～11 (略)</p>	<p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)関係</u></p> <p>(1) <u>番号法第2条第7項に規定する個人番号カード再交付手数料</u> <u>1件につき</u> <u>800円</u></p> <p>7～11 (略)</p>